

森林組合法の一部改正について

令和2年6月19日
団体検査課

1 要旨

森林組合法の一部を改正する法律が令和2年5月28日に成立し、令和3年4月1日に施行されることとなった。

森林組合の合併は、経営上の問題や森林整備を行う観点から地理的広域化には限界がある等の理由で一定程度にとどまっているが、一方で森林所有者への一層の利益還元を進めていくためには販売事業等を強化していく必要があることから、合併によらない新たな事業形態として、事業部門の譲渡や分割を可能とする制度を創設するとともに、組合の活性化のため理事の構成要件等が改正された。

2 主な改正の概要

項目	内容	
(1) 組合間の多様な連携手法の導入	①事業譲渡の制度の導入	森林組合及び森林組合連合会（以下「森林組合等」という。）の主要事業である販売事業等を他の森林組合等に譲渡することを可能とする制度を導入する。
	②吸収分割の制度の導入	森林組合等がその事業を分割して他の森林組合等に承継させることを可能とする制度を導入する。
	③新設分割の制度の導入	2以上の森林組合がそれぞれの事業を分割して新たに設立する森林組合連合会に承継させることを可能とする制度を導入する。
(2) 事業の執行体制の強化	①役員の配置※	販売事業を実施する森林組合等に対し、販売事業等又は法人の経営に関し実践的な能力を有する理事を1名以上配置することを義務付ける。 理事の年齢・性別に著しい偏りが生じないように配慮すべき旨の規定を追加する。
	②事業の目的	事業の実施に際し、「森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」旨を追加する。
(3) 正組合員資格の拡大	森林所有者である個人と同一の世帯に属する者のうち、当該個人から指定を受けた一人については正組合員となることができる旨の規定について、「同一の世帯に属する者」を「推定相続人」に改めるとともに、指定を受けることのできる人数の上限を設けない。	

※(2)①の規定は、施行から起算して3年を経過した日以後最初に招集される通常総会の時までには適用しない。

3 今後の県の対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、3月に予定されていた林野庁による説明会が延期となったため、広島県森林組合連合会と連携して情報収集と説明会の早期開催に努め、森林組合への周知を図る。